

○議員（野村雅男君・登壇）：野村でございます。
一般質問をいたしたいと思います。

1番目に、まず猿払村の観光について課題は何か
ということ伺いたいと思います。

先に同僚の小山内議員も観光の質問をしておりま
したので、だいぶん村長あるいは猿払村のこれから
あるべき観光という姿が答弁の中でも明らかになっ
てきたところもあります。

それで、なかなかこの観光というのは、大変村長
ほかお思いになっていると思いますけど、なかなか
大変どのような形で進めればいいのかということは
大変選択として難しい面もあると思いますが、今年
は、やはり観光協会事務局を役場の中から、もう少
し活動の範囲がフリーハンドでできるような観光協
会の事務局を役場の外局に出すと。それで、一般の
いわゆるやる気のある人をその事務局長として迎え
入れると。そういう思い切った選択をとられたとそ
ういうふうに私は考えております。

また、そういう中で、やはり新たな観光協会が主
体となって観光のそういう道しるべ、今後猿払村の
観光をどのように推し進めるか、やはりそういうこ
とに当たりましても、私も大変僭越ではございます
が、ちょうど20歳ぐらいの頃に、当時の初代の観
光の協会の会長でありました故人でありますけれど
も、石井ただし会長の方から私の父の経営する店に
私おりましたので、父の方からこういう形で、観光
協会としてバスのツアーが入って来ると。それで、
公園に猿払農協で集乳所で作りました牛乳を毎日電
話がかかってきて、今日は20本、今日は15本、
それとあわせて珍味とかを青空で販売した、そうい
う夏の経緯をちょっと今思い出しております。

しかし、そのときはまだこの国道238号線猿払
市街はもちろんなのですけども、稚内へ行く方も恐
らく全部砂利道だったと、そういう時代のような背
景のような気がいたします。

それが、バスのツアーといったような観光の1つ
の始まりなのかなと、今そんなふうに考えておりま
すが、しかし、その後やはり地元有志でさるふつ観
光開発株式会社を作って、ドライブインの運営に当
たったり、またその後民間というか個人に売却をし

て、それも経営をしていただいたという経緯の中で、
今また公園の中にあるふるさとの家は建築23年。
ちょうど先日、さるふつリゾートの株主総会があり
ましたので、23期の株主総会を迎えたと。そうい
うような、その当時から見るとさま変わりするよう
な状況になってきております。

それだけ日本全体、またあるいは、世界全体も昭
和40年代とは違って裕福に、そしてまた、そうい
う旅行を楽しむと、そういう機会が多数あるだろう
そういう環境の中にあって、これからの村の観光は
どうしていけばいいのか、そういうような課題が大
変この観光の行政を進める上で、やはり皆さんが英
知を合わせてやっていかなければこれはうまくいか
ないだろうと。

私は、自然の景観あるいはまたそういうハードの
面での施設、こういうことも大変大事なことであり
ます。

しかし、やはりそれに携わる人あるいは我々村民
が、来訪する方々と接してみて、やはり自らを研鑽
をしながら迎え入れる気持ちを高めていく、こうい
うようなことがやはり大切ではないかなと、そんな
ふうに思うところでございます。

前段で小山内議員も大変、そういうところいろ
いろ質問の配慮をしておりましたので、私はさるふ
つ公園の、この村の観光の拠点と、こういうことが
位置づけられているのではないのかと。

それから、さるふつ公園の中には、ホテルだけ
なくて、やはり道の駅もでございます。

かつてはありましたけれども、日口友好記念館は
廃館になっております。またすぐ側には牛乳と肉の
館もあると。あるいはまた昨年ですか、名前はど忘
れしてしまいましたけれども、体験施設と上の方で
は焼き肉バーベキューをする施設もある。それと去
年道の駅の一部を一般のなんと申しますか解放され
たそういうスペースを作って出店スペースですね、
あそこを村内の皆さん方に自由に使っていて、
そういうイベントをやっていただこうと、こうい
うことでございますけれども、やはりホテルふるさと
の家も建設年度から23年、第1期工事で、2期工
事につきましても、恐らくちょっと私もきちっと把

握はしておりませんが15年は超えているだろうと、そういう中で、やはりこれからも村が第三セクターとして経営していく中で、やはり必要なものについては、やっぱり改修をすべきだろうと。

また、施設としてあるいは目的は達したということで、必要のない施設についてはやっぱりどこかの段階で整理をしていくべきだろうと、そんなふうにも考えますけれども、巽村長の基本的なこの施設、これからホテルを第三セクターとやっていくということで力強いご答弁をいただきたいなと思います。

2点目につきましても、一緒に質問したいと思えますので、ホテルふるさとの家の改修につきまして平成18年以前にですね、ホテル側が負担して行ったものについて、寄附という形で村の方は採納しているわけですが、私はやはりホテル側とすれば当初の村の執行部と話がきちっとついて、それでなければ3,000万円もの大金をかけてやることはなかったとそんなふうにご答弁をいただいておりますけれども、ただ結果として村の方に寄附をしたと。それは今後第三セクターとしてやっていく中で、先般特別委員会の中で、株主が評価は7割の評価であると。しかしそういう3,000万円も、1民間企業が寄附をして段階になった、それで総体的な資本の価値が下がったと。そんな形で私は考えますけれども、その辺についてご答弁もいただければと思います。

まず1点目について、よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（山須田清一君）：野村議員にお話ししますが、一般質問は一問一答という形式でもってスタートして、何年もなっていると。それでもって一問一答ということでもってお願いします。

巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま野村議員の質問を聞きながら、議員が長年にわたり猿払村の観光を見守っていたのだなということをつくづく感じながら聞いておったところでございます。

ただいま議長からも申し入れがあったとおり、とりあえず最初の質問にお答えいたしますので、よろ

しくお願いたします。

さるふつ公園内施設につきましては、平成6年度に建設した旧サイクリングターミナル施設、現在の道の駅管理棟がございます。この施設は、自転車の利用量の減少から、公園の管理棟として、小イベントが開催できるスペースの確保また2階部分については、これまで日口友好記念館に展示していた猿払村の歴史的財産を展示できるスペースに改修し、観光の窓口としての施設に改修して有効な活用を図ってきております。

また、先ほども調べておりましたが、平成元年と平成6年度に建設した猿払村ふるさとの家の1号館及び2号館につきましては、さるふつ公園の観光の拠点として、これまでも屋根の一部や内部の給排水、暖房等施設の修繕を行ってきております。今後も、本施設につきましては、計画的な維持補修等をした中で、村民をはじめ観光客に喜んで使っていただけるような施設として、維持していかねばならないと考えております。

公園内で老朽化が激しい施設としては、日口友好記念館がございますが、この施設につきましては、先ほど申し上げましたが、中の展示品を道の駅管理棟の2階に展示することで、本年度の観光シーズンを見た中で、秋ごろに取り壊しを計画しております。

また、昭和58年度に猿払村の基幹産業の一つであります、酪農業の生乳生産2万トン突破を記念して、当時、猿払村農業協同組合が建て、村に寄附をいただきました農業資料館と風雪の塔につきましては、観光客の撮影ポイントとして人気を呼んでいる施設であります。農業資料館につきましては、内外部を改修して用途変更も考え、今後も活用してまいりたいと考えております。

さるふつ温泉を廃止して、公衆浴場として営業をしております憩いの湯につきましては、ふるさとの家の今後の経営内容との関連もあることから、それら全般を見据えた中で、将来的に公園全体のコスト低減を図る施設として扱ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：改修というのはこれから目に見えた形でやっぱり出てきて、改修をするというのが建前であろうとそのように思います。

しかし、やはり建設年度も来ておることから、やはり計画的にやっぱりやって進めていくというのが道筋ではないのかなと思います。財源もありますが、やはりそういう形で存続をしていただきたいという気持ちが強いわけでございますので、是非そういう決断をしていただきたいなと思います。

2番目に移ります。拙速いたしました。申しわけありませんでした。

ホテルふるさとの家の改修について、以前リゾート開発が負担して行ったものについて、帰属はどこにあるのかという形で質問書を提出しております。

平成18年度にリゾート開発の方から3,050万円だと思いますが、かかった費用の施設を村が全額寄附採納しておりますけれども、確かにそれは寄附採納ということでございます。帰属は今も当然村の施設だろうと、そういう認識ではおりますけれども、リゾートの経営状況ということで巽村長は先日の特別委員会の中で株式が1,700万円、今の現存の評価は大体7掛け1,260万円というふうな評価をさせていたと。寄附採納した分につきましては、その18年度に3,050万円ですけども、何年か前にも平成14年か15年だと思っておりますけれども、それは資料を取っておりません。フロントの奥の方に部屋をつくった工事につきましても、まさか私は村の方が許可をしないで作っているというふうには考えておりません。村の当然許可をいただいてやっている、それは帳簿上は減価償却という形でしているわけですけども、それにつきましてもやはり帰属として今はリゾート会社の所有という形でやっておりますけれども、その辺についてやはりこの改修ということについて、あの当時そういう見解の相違があったということは事実でありまして、それが今現在もそういう形で残っている、その辺を踏まえた中で、これからもやはりきちっと改修ということについて、維持補修ということについてやっていただきたい、そんな気持ちでございますので、ちょっと改めてそこを質問いたしたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

まず原則といたしましては、さるふつリゾート開発株式会社が負担したものにつきましては、会社に帰属するものと考えております。

修繕費に関しましては、ふるさとの家との基本協定により1件10万円以上の修繕費は村の負担、10万円未満はリゾート開発株式会社の負担となりますが、10万円以上の修繕業務であっても協議の上リゾート株式会社が負担できるとなっております。協議の上リゾート開発が負担したものについてはリゾート株式会社に帰属するのが原則でございますが、先ほど議員がおっしゃいました3,000万円余りの、ただ、私の調べでは2,500万円、2,572万5,000円となっておりますけれども、その差は私もちよっとよくわかりませんが、ものの資産につきましては、これは建物の一部でございますから行政財産でございますので、寄附するのは当然ということで、18年ではなくて、21年度に寄附していただいた経過がございます。その協議の内容に関しましては、村の行政の方にも責任があったのではないのかと思っております。

また、13年度に作られた建物2,022万8,000円に関しましては、これは正直申し上げまして私は村長になるまでは存じておりませんでした。村長になってから初めてわかったこととしまして、この件の処理に当たりまして、私としては理解しかねるところがあると感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：村長がまだ就任する前のお話でございます。

やはり何らかの話の行き違いはあったらうと、そういう形では私たちも考えたいのですが、やはり1民間企業にとってこの2つの金額というのは、村長も当然民間企業の経営を携わってきたわけでございますので、やはりそれをやっぱり早期に落とすということのつらさとかかわかるのではないのかなと思

います。

私は、当時は、やはりリゾートの方も集客も良く、ツアーとかもある程度そういう形で、次年度もお客さんも見込めるという形で、村の方にいろいろ要請はされて、時期的にも間に合わない段階になって、その辺が1つの当時の執行部、村の執行部の方々とも一つの意思がどこまできちっととれていたかということ、私も当事者でございませんので、それ以上については申し上げられませんが、やはり建物の一部として、やはりこれはもう認めて受け取ったということにつきましてはやはり事実でございますので、ただ今全体の今日も議会の中に猿払振興公社あるいは猿払畜産振興公社あるいはまたさるふつ公園全体の管理の資料もいろいろいただきましたけれども、なかなか他の施設あるいはその畜産公社も毎年経常的に同じぐらいの金額が村から補助金として出ていると。そういうのも、なかなかやはり製造して物をやはり製品化して売っていくと、そういうのは大変な努力と苦勞であろうと、そんなふうに思っております。

ですから、1民間企業がいかに儲かって景気がよくても、そういう2件合わせると4、500万円ぐらいの費用をそういう形で、しかも利益を出しているということはやっぱりただ単に利益を出していることでなくて、汗水垂らして社員一丸となって結果が出てると。この会社は最初のころは、やはり、ちょっと利益が出ましたという形で最初は100万円ぐらいだったかも知れないですけども、最大幅800万円ぐらい当時寄附をされたというふうにも私も頭の中では記憶をしております。

そういう点でも、これからはさるふつリゾートが第三セクターになりましても、やはり村民、その前も委員会でも申しあげましたけども、ただ村民目線で、あそこだけを維持していけばいいのかというものの考え方では、ふるさとの家自体の経営自体もやはり下降線をたどっていくだろうと。やはり営業も今のスタイルをやはり維持して、村民並びに村外の皆様方からやはりたくさん利用をいただくといった中で、やはりその経費を削減しながら経営維持をしていく、これがやはり姿勢だろうと。それがい

ろいろな形で、やっぱり猿払村品をやはりそこで製造をして、お料理で出したり、またお土産等で広く知っていただくことが、猿払観光に、猿払全体の観光につながるのだと思いますので、その辺を村長にもう一度お聞きし、ご答弁をいただければと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

民間企業といたしまして、さるふつリゾート株式会社が最大限努力しておったところは認めるところでございます。

しかしながら、忘れてはならないのは、あの建物が公の施設ということでございます。

先ほど来、法律・条例にこだわるなというようなご意見もございますけども、やはり法律があるというのがやっぱり公の施設といたしまして村民に公平に取り扱われるようにという、そういう思いがあつての法律条例でございます。そのような形から、あの当時、まだ指定管理者制度もできておりません。平成13年度業務管理、業務委託ですね。業務委託の状況で行われていた中で、果たしてこのような建物を業務管理を受けた会社が行っているのかどうかというところに問題があるのであって、利益を出すために何をやってもいいということにはならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：観光についての基本的な考え方は、村長の答弁の中で気持ちも伝わって来ましたし、これからはきちとした形でやると、そういう毅然とした気持ちも伝わってまいりました。次の質問に移らせていただきます。

公営住宅の建設計画についてということで、全体を把握すればよかったですんですけど、私の住んでる地区は浜鬼志別地区なので、全体で他の地区もありますけれども、照らし合わせて聞いていただければと思います。

浜鬼志別地区の公営住宅の現況と今後の見通しについてということで、いわゆる2階建てとか2戸で

連棟とか、たくさん浜鬼の公営住宅が、新しい公営住宅がございます。

しかし、最初いわゆる道道から北側ですね。浜鬼志別総合管理センターの向かい側といった方がいいですけども、そこにつきましては現在まず空き地にしていると。取り壊しをした部分。それから取り壊しがされていないで、あと4戸は、奥の方の4戸は、建設年度が昭和53年度建設ということで、当時、下水道の工事が始まったときに、その4戸については下水道施設をしましたが、それ以外にはもうこれ以上直さないんだという形の中で今現在も推移しておりますので、水洗ではもちろんありませんし、まだ壊すものもある、それからもうこれ以上これは手を下さないと。そしてまた新しく建て替えるといったってその後建て替えても、まだなお今現在12戸がそこに入っている状況でございます。

これらについて改修するのか、それとも新しいものを建てて暫時、しかし私の知っている限りでは、もう入居して15年以上になる方がかなり、過半数以上の方があそこにずっと住み続けているという状況でございます。

その辺について、今後どういうふうな形で推移していくのか。そのまま、直さないでそのままか、その辺まずきちんとお考えを示していただきたいと。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまのご質問にお答えいたします。

まず浜鬼志別地区の公営住宅の現況についてですが、2つの団地により構成されており、道々から見て北側が浜鬼志別団地、南側が新浜鬼志別団地となっております。

浜鬼志別団地につきましては、昭和44年度から昭和53年度にかけて建設された住宅で、管理戸数は8棟24戸、うち現在入居中の世帯が6月1日現在で15戸となっております。なお、空き家9戸のうち、老朽化の著しい1棟4戸は解体を予定していることから、政策空家として入居を停止している現状にあります。

次に、新浜鬼志別団地ですが、平成元年度から平成14年度にかけて建設された住宅で、管理戸数は

8棟20戸となっております、現在のところすべて入居中となっております。

ご質問の趣旨は、そのうち浜鬼志別団地に係るものと理解しておりますが、過去の整備計画における当該団地の方向性として、新浜鬼志別団地への移転建て替えを計画しておりました。しかし、当時の財政事情等により計画実施が困難な状況となっていることから、今年度策定の公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域特性等を踏まえ、再度、全村的な住宅形成のあり方を整理し、建て替え及び維持保全に係る計画を樹立し、計画修繕を含めた住宅整備を進めてまいりたいと考えております。

また当該計画の中で当面、維持補修していくと判断された住宅は、基本的に下水道を整備する方向で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今の村長のお答えは、浜鬼志別団地ですね、古い建設年度の古いものですが、改修の計画についてこれから精査をしたい、また壊さない、必要と判断されたものについては下水道も導入していくというようなことで間違いないと、答弁の内容は間違いないと思うのですが、やはり新浜鬼志別団地の方も建てて、そしてまた新しい住民あるいはまた新しくかまどを持った人方がそれぞれ入居をしたりして、新浜鬼志別団地の方も今満杯の状態でございます。

そして今私12戸と言ったのですが、その4件の下水道の付いているところに入っている人は抜いた数字でございましたので、下水道が付いているという形で含めていけば15戸なんですけど、下水道は12戸現在付いていないでそのまま推移をしていると。

私はやっぱり、それから下水道が何年度とまでは調べておりませんでしたけれども、あまりにも長く放ったらかし過ぎたのではないのかなど。やはり当時のその下水道が導入されたときにどういう考え方だったのかわかりませんが、そのころはまだ財政力もあって、そういう新しいものを作っていて、暫時住み替えていただければいいと、そういう

考え方だったのではないのかなど。ある程度は理解できないことはないのですが、しかし、今現実にもう居住年数が15年もあるいはまた20年を超されている方もそこにずっと住んで居られると。先日も2件ほど古い方をお願いをして改修していただきましたけれども、やはり入ってくる方がやっぱり若い方でありまして、やはり最低下水道がやはり水洗のトイレでないと、やはり今の若い人方の常識としてドポンのところに入りたくはないと思うんですよ。その辺をやはり12件を今暫時これからどういう形でやっていかるといっても、やっぱり簡単にすぐ新設は無理だと思うんですよ。そうしたら今入っているところをやはり改修して行って、その中でまた住み替えでいただくみたいな物事の進め方はできないのかと。

中も建設年度からもう30年も経っておりますけれども、やはり中の造作もやはり相当数年月が経って、やはり15年も20年も同じところに住んでいて、やはり相当中のもも傷んできているとそういうような状況でございますので、その辺を村の方としては、ただそのまま家賃を取ってただ入ってもらっていいのか。やっぱり水洗も予定も無い、新規の建設もない、住民の方はやはりどこかでそういう不満というものは募ってくると思うのですが、その辺を今後どういう形で進められていくのか、それをもう1つお聞きをしたいと思えます。

○議長（山須田清一君）：松谷建設課長。

○建設課長（松谷 厚君・登壇）：野村議員のご質問にお答えしたいと思います。

基本的な考え方としては、村長が答弁したとおり、長寿命計画を今年度中に今作成している部分で、その部分が一定程度何戸が今後残していくのか、何戸新築していくかという計画が今年度中に完成します。それに基づいて維持し、または下水道、残す部分については下水道等で繋いでいくという考え方で今進んでおります。

浜鬼地区等に対して言えば、我々いったん住宅を出るときに修理するというのがおおむね決まっているわけではないんですけど、原則的にそのようなやり方をしております。

中には、入居している人は途中で修繕云々というのはそのまま申請してこられたとかそういう部分があって長期で入っていると、なかなか出ていただいた時に相当傷んでいるという部分がございます、直すときにはかなりの費用はかかるのですが、一定程度の費用で収めているという現状はあります。

この辺りも含めて、維持管理については維持については現地を見ながら、残す住宅でしたら当然費用をかけさせていただくと。施策的に壊していかなければならない住宅に関しては空き家として残して、その辺は、今年度の長寿命計画の中で精査させた後にご報告したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：是非計画を進めていただいて、廃止する住宅あるいはまた直していく住宅、できれば早く計画を作って、実際に活かしていただきたいなと、そのように思います。

それと、2番目の一定の所得がある方、何か公営住宅法の基本的な方針というのは変わったようで相当になるようでございますが、一定の所得に達しない方それもやはり20万円1か月の方でないと普通の公営住宅には入られないと。しかし、現実として一定の20万円以下の収入、ちょっと私きちっと精査をしなかったものですから、現実にはやはりなかなか家族あるいはその子どもさんがいて、20万円やったり今生活するといったら、なかなか車も持っていたり何だりと大変ではないかなと。大半の人方はもう少し所得のある段階で今、現在公営住宅に入られているというのが、いわゆる一定の所得がある方というのは、恐らく今現在公営住宅を借りている方の恐らく過半数以上であろうと。もっといっているのかもしれない。そんなふうに推察をするわけですが、公営住宅が借りられない、しかし、この猿払村にはなかなかこの公営住宅でなくて、民間住宅はなかなか本当に数数えるだけしかない。そこもほとんど質のいいものについては埋まっていると。入りたくても入れない、選べないという状況でございます。

そこで先日いろんな形で見ましたら、民間による

アパート建設それに対して、行政が支援をしていて民間アパートを増やすというお話も新聞で読みまして、ここでそういう公営住宅に代わるその民間のアパートの建設ということについて具体的な話や課内の進捗はあるのか。そういうことについて1つお伺いをしたいなと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としているため、収入要件につきましては、原則として認定した月額収入が15万8,000円以下と公営住宅法で定められております。

また、入居後に収入が増加することに伴い、基準を超過した場合における収入超過の基準は2段階に設定されており、第1段階が収入超過者、第2段階が高額所得者と定義されております。平成22年度末入居者231名中、収入超過者は50名で、うち高額所得者は13名となっており、率にして21.6%、高額所得者は5.6%となっております。

収入超過者に対しましては、段階的な家賃の割り増しと住宅の明け渡し努力義務が発生することとされとおり、さらに高額所得者に対しましては、その住宅の上限額の家賃が設定されることとともに、村から明け渡し請求があった場合には、その住宅の明け渡しに応じなければならないこととなっております。

しかしながら、村内における公営住宅以外の賃貸住宅が非常に少ない状況であることから、依然として多くの収入超過者が公営住宅に入居している状況にあることと、現に住宅に困窮していても収入が基準を超えていることから、入居資格を満たさず、門前払いとなるケースも発生しております。

このような現状に鑑み、収入に関係なく入居できる賃貸住宅の整備が急務と考えており、公共依存型となっている賃貸住宅ストックを、公共と民間で適切な役割分担を行い、多様な住宅ニーズに効率的・効果的に対応するため、民間賃貸住宅の供給の促進を目的に、建設費に対する助成制度を平成24年度

から実施する方向で準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、制度の概要等につきましては国費の採択を含め、現在検討を進めておりますが、先の3月定例議会で一部改正の議決をいただきました持ち家住宅助成制度と同様に、北方型住宅に準じた仕様による住宅の建設を条件とし、地球温暖化対策の一環として二酸化炭素排出量の削減に繋げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：村長の今の答弁は、これから検討したいと。進めたいと。こういうお話であったように考えておりますが、たまたま私質問通告しましてからここに日刊宗谷がございますけども、6月21日の日刊宗谷に、豊富町が民間活用によるプロジェクトということで80戸ほどそれから既存住宅の改修ということで24戸と合わせて104戸、これから整備したいと。そのようなこともちょっと出ておりましたので、概要は私詳しくはわかりません。新聞に出ている範囲しかわかりません。しかし、そういう形の中で公的な町や村がそういう形ができるのであれば、ぜひともこれいろんな形で推し進めて行っていただきたいし、今村にいわゆる単身者向けの住宅があると思うのですが、単身者向けの住宅につきましては、当初は何も風呂も湯沸かし器も何も付いてなかったのですけども、やっぱりいわゆる単身者ですから20歳代、あるいはまた高校を卒業して18歳か19歳の子どもさん方がここへ来るのにやはり風呂も付ける、ボイラーも付ける、ストーブも付ける、そして親御さんは皆その費用を負担するわけですが、しかしちょっと会社に勤めたら、ちょっとやっぱり本人が合わなくて1年で辞めてしまったと。その帰属をどうするかということもちょっと考えられましたので、当時提案をしたわけですが、やはり当時はそういう形であの決断をいただきまして、民間のリースという形で制度を村の方では後で作ったようございまして、大変私はすばらしい制度であるとそんなふうにも思っておりますので、今後その民間住宅につきましても、民間の資

本を活用する住宅につきましても、今現行では、公営住宅はほとんど、風呂とかそういうものも一切付いておりませんので、やはり入居する側にとってはずっと入るのであれば費用負担も買えばかかるのでしょうけど、やはり転勤されるおそれの、そういう予定の方とか、もう1回住み替えをしたいというような方につきましては1回の投資というのは大変高額になると思います。その辺のところも含めてご検討されて考慮いただいて、こういう建設計画を練っていただきたいなとそんなふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

タクシー運行につきましては、先ほども眞田議員が福祉輸送の関係からもう一歩進んでタクシーも導入することも改めて考えるべきではないかという旨の質問もありました。私も同感でございます。

たまたま事業所が中頓別にありまして、たまに病院の方に行きますと、やっぱりお年寄りが乗って来て降りて病院にかかります。しかしまた帰りにハイヤーを呼んで帰られていく姿をときどき、行った時だけですけども見受けられますし、その辺の事業の内容というのは私どもは知る範囲ではございませんが、やっぱりそういうのも参考に入れて本当に導入はできないものなのだろうか。

やはりここにはずっと一時はありましたけど、ずっとハイヤーがない状況が続いてきて、やはり今お年寄りの方はもちろんそうなんですけども、やっぱり時勢上やっぱりお酒を飲んで車というのは、もう大変もう大きな罪になるということでございますので、そういう観点からも、やはり私はそういういわゆる人の交流とか、またそのお年寄りの交通の中もやはり生活も多様化をしていると、そういう観点から今の福祉事業をもう少し包括的に進んでいったらやはり私は可能ではないのかなとそのように考えますけども、それに対して一言だけご答弁をいただければと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども同僚議員との中で議論がございましたけれども、本議会でご提案する予定のデマンド自動車

運行事業及び福祉輸送事業に絞り込むまでには、議員のご質問にありますタクシーの導入についても検討を進めてまいりましたが、民間事業者数社にもご相談いたしました。猿払村の規模で営業を続けることに関しては、採算性の問題もあり、できないとの回答を受けております。

それであれば、村でタクシー事業を興すことはできないかについても検討いたしました。道路運送法に基づくタクシー営業許可を得るためには、2台以上の車両が必要であり、営業時間によっては最低でも3名から4名の2種免許のある運転手の確保や事務職員の配置などが必要となり、年間で約1,500万円から2,000万円の経費がかかります。さらに、タクシー事業となると、各地区において運賃表が定められており、猿払村は旭川B地区になりますが、初乗590円、281メートルごとに80円加算されることとなりますので、5キロメートルの区間を利用した場合、1,870円の料金がかかるという計算になります。果たして、これだけの料金を払って、どれだけの方に利用していただけるのか、村の人口規模では運賃収入で賄える経費とならないことから、赤字経営となる公算が高く、タクシー事業の導入は難しいと判断いたしました。

しかしながら、先ほどの議論の中でもございましたが、これから実施検討いたしまして、タクシー事業に展開できるかどうかを今後も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：次に4番目のゴミステーションについてお伺いをいたしたいと思っております。

地域におけるゴミステーションの改修計画は当然なっていると。またゴミステーションの管理につきましては行政主体だけではだめだと、そういうふうを考えている一人でございます。

一昨年から、自治会の会長を仰せつかって、いろいろいろんなことを勉強させていただいた中に、大変また心暖まるというかそんなところでも出くわして、ゴミステーションも鬼志別西区では3年に1回ほど強制的に塗り直している、大事に使っている

というそういうお話を聞きまして、そういうこんな大事な人方もいるんだなとそんなふう思ったしいでございませう。

また、私もその住んでいる浜鬼志別地区につきまして、ごみステーションを副会長あるいはまた環境衛生部の部長とともにいろいろ見て回ったのですが、やはり新しい型に移ったものも相当数浜も近いことでございますので、やはりかなり錆がきて、これに手を入れて改修してもどうなのかなっていうのももうそろそろぼちぼち出てきているところでございませう。

まだ新設して3年や5年ぐらいのものにつきましては、まだそんなに傷んでいるわけではございませう。しかし新しい型になる前のものがまだ浜鬼の中に6基プラス自治会の会館の前にまだ2基あります。会館の前の2基につきましては、昨年1回大風でひっくり返りまして脚がねまって、これは担当の部所に連絡をいたしまして脚をがっちり太いものに補強いたしましたので、これについてしばらく大丈夫かなと思うんですが、あと6基ぐらいにつきまして、今年は2基の内示をいただいておりますが、やはりそれではまだ2年度も3年度も4年度もかかると。それより私は一気に解決できないかと、予算を増額しろということではありませんけれども、それを自治会の方に委託をすることによって、自治会の方もまた、多少自前の財源がございませうので、どうしても本年度1基でも2基でもそういうものを検討していきたいなど、そのように考えておりますけれども、村の方としてはあとそれ以上踏み込んだ考え方にはならないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

村が設置したごみステーションは、現在村内全体で203基あり、今年度も3基更新、1基増設して204基となりますが、設置後は、各自治会に管理をお願いしており、周辺整理やペンキ塗りをしていただいたり、また破損した部分があれば担当係と協議の上、可能な限り修繕をお願いし、大規模な修繕が必要となった場合には、連絡をいただいて、村で

対応させていただいております。

ご質問の改修計画ということでございますが、現在設置しているゴミステーションが修繕もできず、使用不可能なほど破損等した場合、また住宅新築等により戸数が増えステーションの使用量が限界となつて増設が必要となつた場合など、いずれも各自治会から要望をいただき、担当係が現地を確認した上で、周辺の安全面について収集担当者と協議しながら、その都度判断し設置しているところでございませう。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今村長から答弁いただきましたけれども、今年度3基更新という新設は1基という形でお受けをして、今私今の型になる前のいわゆるネットのものがまだ6基ぐらいはあるんですよ。それをことしの3基の中、浜鬼志別に1基くらいは割り振っていただくのかわからないですけどそうするとまだ5年も6年もかかると。しかしもう実際にもう脚もないものがまず1基あって何かひっくり返ったものも1基2基あって、そこからはもうやや言われているのですが私としてはそれ以上の回答のしようがないと。それでこれは1つ提案なのですが、やはり今まで外灯とかそれから電気料につきましては、各自治会が契約をいたしまして、自治会が実際に北海道電力に払っていると、そういう中から村から90%を使った分の補助金をいただいているとあるいはまた外灯が付いている灯灯が落ちたと、そうしたら電気屋さんに来ていただいて自治会でいったんお支払いをしていると。それを、後ほど村の方から90%補助金でそういう形に多分これは村だけだと、村全体でやると、1つの係で、かなりの件数戸数・件数を持たなければその外灯の基礎を持たなければすね管理がゆき届かないと。それと自治会にも当時は恐らく、全額村の補助だったのでしょうけどやっぱり大事に使ってもらおうという観点から住民負担も必要だろうという形の中で自治会では10%負担していただいて残りは村の方で助成するけど、管理はお願いしますよとそういうことだったのだらうと思うんですよ。ただ、そういう方式でいくと村は全部これ203基を最終的には管

理はしなければいけないですけどこの管理を各自治会にお願いをしてそしてそういう支出だとか、そういうものにつきましてはすぐ年度でやるのではなくて継続して3年は1基ずつ3年後までにつけますよということであればちょっと自治会のいわゆる特別予算としてあの3基、ことし一遍に導入してもことしの分については、1基いただいて来年、再来年とまた同じ分をいただいて、そしてまた6基をまたどこかで改修して自前の資金でできたときにやっぱりそういう再投資がすぐ自治会に任せるとできるのではないのかなと、そんなふう提案をしてるんですけどその提案をして検討していただけないか。いうことでございますのでもう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、経費がかかることでございますので、住民の皆様や各自治会からご要望をいただいた折には設置等ができない状況ですが、新設・管理等すべて自治会に委託するということになりますと、自治会にも大きな負担をかけることにつながると考えますので、今後もこれまで同様に、村と自治会が役割を分担する共同の形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：今の村長の答弁だと、今までどおりに村の姿勢としてやっていくということで、今提案した部分については検討はしないということなので理解してよろしいですね。

これちょっと私もちよっとしつこくやっていきたいと思っておりますので、今日はもうこれで2回質問しておりますので、また勉強してこの場で提案をしていきたいと思っております。

以上です。